

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のしおり

内容

- 1 「母子・父子・寡婦福祉資金」貸付制度とは
- 2 貸付対象者
- 3 主な貸付種類
- 4 貸付要件
- 5 連帯保証人
- 6 貸付の流れ
- 7 償還について
- 8 担当窓口について

2

貸付対象者について

1 「母子・父子・寡婦福祉資金」貸付制度とは

「母子・父子・寡婦福祉資金」貸付制度は、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため（子どもの修学や就学支度、親自身の技能習得や転宅などに資金を貸し付ける制度です。

貸付申請書を貸付窓口へ提出する前に、学校の入学金等を既に納入した場合など、貸付の対象となる支出や契約をしてしまうと貸付ができませんので、必ず事前に貸付申請について福祉事務所等にご相談ください。

貸付対象者

貸付の対象となる方は、次の（１）～（９）いずれかにあてはまる場合、貸し付けることができます。

《母又は父》

- （１）母子家庭の母・・・配偶者のない女子であって現に児童（20歳未満の者、以下児童という。）を扶養している者
- （２）父子家庭の父・・・配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者
- （３）寡婦・・・・・・・・・・かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある配偶者のない女子。
- （４）40歳以上、前年所得203万6千円以下で過去も現在も児童を扶養しておらず、かつて婚姻したことがあるが現在配偶者のない女子
※父子家庭の父が扶養する末子の年齢が20歳以上となった場合は新たな貸付申請はできません。

《子》（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金）

- （５）母子家庭の児童・・・配偶者のない女子に現に扶養されている児童
- （６）父子家庭の児童・・・配偶者のない男子に現に扶養されている児童
- （７）父母のない児童・・・父母と死別した児童及びこれに準ずる児童
- （８）寡婦に扶養されている20歳以上の子
- （９）修学資金、修学資金貸付中の親が死亡したときの20歳以上の子

※子への貸付に際しては、法定代理人の同意及び償還能力を有する連帯保証人をたてる必要があります。

主な貸付金

3 主な貸付種類について

資金名	資金用途	対象者	貸付限度額
技能習得資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の親・寡婦	月額 68,000 円
修業資金	就労するのに必要な知識技能を習得するための授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	月額 68,000 円
就学支度資金	高校・大学等への入学時に必要な入学金等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	私立大学自宅通学の場合 580,000 円
修学資金	高校・大学等の授業料等	ひとり親家庭の子・寡婦の扶養する子	私立大学自宅通学の場合 月額 108,500 円
生活資金	技能習得や医療・介護の期間の生活資金	ひとり親家庭の親・寡婦	技能習得期間中の場合 月額 141,000 円

※上の表の貸付限度額は、資金の用途や内容によって異なります。

※子に係る資金（修学資金・修業資金・就学支度資金等）は無利子となります。

※子に係る資金以外は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てられないときは、年 1.0%の有利子となります。

※貸付金の詳細は担当窓口までお問い合わせください。

貸付要件

《住所要件》

- ・原則、住民基本台帳が八尾市内にあり、現に居住している者。

《償還能力・意思の要件》

- ・償還能力を有すること。
- ・制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。
- ・新規貸付とは別に当貸付制度を利用している場合、滞納していないこと。
- ・新規貸付申請時に 60 歳未満であることが望ましい。
- ・最終償還時点で 70 歳未満であることが望ましい。

《その他》

- ① 主な返済者を貸付申請者とする。
- ② 多重債務に陥っている場合・陥りつつある場合は貸付になじまない。
- ③ 反社会的な団体との関係者等は貸付対象外。
- ④ 子どもに係る資金は、親自身が償還能力を有しなくても、連帯保証人（親・子とは別に独立している第三者）をたてることによって子ども自身が借主となれる。

その際の要件は①～③に加え次のとおりとする。

ア 25 歳未満であること。

（子が 20 歳未満の場合は法定代理人の同意を必要とする。）

イ 連帯保証人を立てること。

4 貸付要件について

連帯保証人

連帯保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担（借主本人と同じ立場で支払い義務を負う）しなければなりません。

連帯保証人の要件

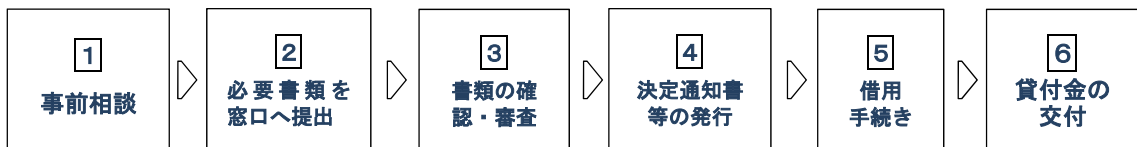
連帯保証人をたてるときは、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・（親子と別住所・別世帯の）第三者もしくは母親又は父親。
- ・制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。
- ・弁済資力を有する者（一定の職業を持ち、独立した生計を営んでいる者で、貸付金の返済能力を有する者。多重債務者（多重債務に陥りつつある者）・生活保護受給者・自己破産免責（民事再生、任意整理含む）後3年が経過していない者は不可。）
- ・資金の貸付に関する利害関係者でない者。
- ・申請者とは、個別の独立した生計を営む者。
- ・連帯保証人として債務の保証承諾意思が確実にあり、名目上の保証人という意識でないこと。
- ・当貸付金や税金の公金を滞納していない者。
- ・新規申請時60歳未満であって、最終償還時点で70歳未満であること。
- ・原則、大阪府内在住者とする。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。

※子どもに対する貸付において、親が生活保護受給中や自己破産免責後3年が経過していない等、経済的に自立していない状態あるいは生活が不安定な状態であるときは、親以外の第三者を連帯保証人に選任すること。

貸付の流れ

貸付金が必要な場合は、必ず事前に予約をとったうえで事前相談にお越しください。



- 1 必要な貸付金の種類・金額等について、事前相談が必要です。
- 2 貸付申請に必要な書類
 - 貸付申請書 □世帯全員の住民票及び戸籍謄本 □償還計画書
 - 母子（父子）家庭又は寡婦で扶養の事実を証明する書類（児童扶養手当証書）等
 - 納税証明書（市府民税証明書、課税証明書等）
 - 年収や月収（3か月分）を証明する書類（源泉徴収票、給与明細等） □個人情報の取扱いに係る同意書
 - 連帯保証人の本籍地入り住民票及び収入を証明する書類
 - 借主の個人番号についての申立書（住民票に記載のある場合は不要）
 - その他資金の種類に応じた必要な書類
（生活収支状況表、合格通知書、在籍証明書、進学先案内、振込金受領書等）
- 3 審査と貸付決定
事前相談・申請書提出後、貸付相談窓口にて必要書類を確認後、八尾市へ提出。
八尾市において貸付の必要性及び償還能力について審査し、貸付決定をします。
- 4 決定通知書等の発行
貸付決定された方に対し、貸付決定通知書や借用証書、確認票（債務に対する意思確認）、貸付金交付請求書及び口座振替納入依頼書等の書類をお渡しします。
- 5 借用手続き
借主と連帯借主及び連帯保証人は、貸付金遵守条項を確認のうえ、自署・捺印した借用証書、印鑑登録証明書及び確認票等を提出して下さい。併せて、面談等で連帯借主・連帯保証人の意思確認を行います。
また、銀行等で予め償還のための口座振替の手続きをしていただく必要があります。
- 6 貸付金交付
借用証書・貸付金交付請求書等の内容を確認し、借主が事前に申請した金融機関の普通預（貯）金口座（借主本人名義に限る）に貸付金を振り込みます。

償還の計画

- ・資金ごとに定められた据置期間経過後に償還が始まります。
- ・原則、貸付申請時に返済（償還）計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いで返済していただきます。
- ・母子・父子・寡婦福祉資金は、償還金を主な財源として貸付を行っています。返済が滞ると、資金に不足が生じ、資金を必要とする方への貸付が困難になりますので、必ず納期限までにご返済ください。
- ・返済が遅れた場合、延滞した元利金額に対して、納期限翌日から納付日までの遅れた日数分に年率 3%の割合で計算した違約金を徴収します。また、一括での返済や、連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等の対象となることがありますので、ご注意ください。

償還方法

- ・償還方法は、口座振替でお願いします。

《口座振替ができる金融機関》

りそな銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行・大阪シティ信用金庫・ゆうちょ銀行

の普通預（貯）金口座です。口座をお持ちでない場合は口座の開設が必要です。

住所変更、借主・連帯借主・連帯保証人の状況等に変化があれば、必ずお知らせください。

事情がある場合は、相談に応じますので、必ず担当窓口までお知らせください。

貸付担当窓口

八尾市 こども若者部 こども若者政策課

こども若者政策係

母子父子寡婦福祉資金担当（TEL:072-924-3988）